

掛川市規則第32号

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月18日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険税条例施行規則（平成17年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 出産被保険者に係る国民健康保険税軽減届出書 様式第7号

様式第6号の次に次の1様式を加える。

出産被保険者に係る国民健康保険税軽減届出書

年 月 日

（あて先）掛川市長

掛川市国民健康保険税条例第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

納 税 義 務 者	フリガナ		個人番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒 電話番号		

出 産 被 保 険 者	フリガナ		個人番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒 電話番号		
	被保険者証の記号番号			
出産予定日又は出産日		年 月 日		
単胎妊娠又は多胎妊娠の別		<input type="checkbox"/> 単胎妊娠 ・ <input type="checkbox"/> 多胎妊娠		

（注）

- この届出書は、出産予定日の6月前から提出することができます。
- 出産被保険者の住所欄は、納税義務者の住所欄と異なる場合のみ、記入してください。
- この届出書には、次に掲げる書類を添付してください。
ア 出産予定日（出産後に届出を行う場合には、出産日）を確認することができる書類
イ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。